

富山県告示第453号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において12月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和5年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 山田湯谷線	砺波市五谷字八布施 157番6 から 砺波市五谷字八布施80番1 まで	令和5年12月25日	砺波土木センター

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
中新川郡立山町五郎丸226番1外29筆、利田1662番及び1761番1並びに五郎丸230番1、235番、241番、243番、245番、247番、251番及び253番3の各地先	同 左	道 路 園 道 下 水 道 路	中新川郡立山町前沢3526番地9	株式会社あるぺん村
小矢部市東福町590番2、591番の各一部及び591番地先	同 左	道 路 園 道 下 水 道 路	射水市西高木1184番地	有限会社ホームサポートオダケ

射水市鳥取73番4及び73番3の一部			射水市戸破2968番地5	寺生 徹
--------------------	--	--	--------------	------

建設業の許可の取消しについて

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年12月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和5年12月15日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

- (1) 商号 株式会社ディーテック
- (2) 主たる営業所の所在地 中新川郡上市町大岩76番地1
- (3) 代表者の氏名 戸田 裕之
- (4) 許可番号 富山県知事許可（般－2）第14867号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社ディーテックの代表取締役は、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）第1条の規定による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第117条の2の2第1号及び道路交通法第118条第1項第1号の罪により、懲役1年執行猶予3年の判決を令和5年3月23日に言い渡され、その判決が同年4月7日に確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

